

お知らせ

自動交付機が使えません

●住民課住民戸籍係
【☎028 (677) 6014】
3月3日(土)は、メンテナンスのため正午以降の自動交付機の利用ができなくなります。ご注意ください。

消火器の悪質な訪問販売や不適正点検にご注意を

●消防芳賀分署
【☎028 (677) 0212】
女性やお年寄りを狙った悪質な消火器の訪問販売や点検による被害が多発しています。「あやしい」と感じたら、その場できっぱりと断ってください。被害にあってしまったときは、消防芳賀分署までご連絡ください。

悪質な投資勧誘にご注意ください

●関東財務局宇都宮財務事務所
【☎028 (633) 6221】
株式や社債、ファンドなどの取引に関し、高齢者を中心にトラブルが発生しています。不審に思ったら、すぐに財務事務所までご相談ください。

医療機関での一部負担金免除期間の延長

●住民課国保年金係
【☎028 (677) 6038】
東日本大震災で半壊以上の被害を受けた人には、病院や薬局などで支払う一部負担金が免除になる一部負担金免除証明書を交付しています。今回、厚生労働省からの通達により、免除期間が平成24年9月30日まで延長されました。国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している、一部負担金免除証明書をお持ちの方は、3月以降も引き続き使用することができますので、病院や薬局などで提示してください。

●住民課国保年金係
【☎028 (677) 6038】
なお、新たに国民健康保険に加入する人で、半壊以上の被害を受けた人は、住民課窓口でその旨を申し出てください。このほかの医療保険に加入している人は、加入する保険者へ直接お問い合わせください。

健康カレンダー・ごみ収集日程表の配布

●住民課国保年金係
【☎028 (677) 6038】
平成24年度健康カレンダーとごみ収集日程表を、3月中旬から行政区を通じて配布します。行政区に加入していない人は、住民課窓口までお越しください。

70歳～74歳の自己負担1割継続と高齢受給者証の更新

●住民課国保年金係
【☎028 (677) 6038】
70歳～74歳の人が医療機関を受診した際の自己負担割合は、4月から2割に引き上げられる予定でしたが、政府の方針により1割負担が1年間継続されることになりました。

●住民課国保年金係
【☎028 (677) 6038】
これにより現在の高齢受給者証を更新する必要があります。該当者には3月20日前後に新しい受給者証を送付しますので、4月以降に医療機関を受診する際には、新しい受給者証を保険証と一緒に提示してください。※現在3割負担している人は4月以降も負担割合に変更がないため、高齢受給者証の更新はありません。

学生の国民年金納付特例申請

●住民課国保年金係
【☎028 (677) 6038】
学生で国民年金の保険料を納付することが困難な人は、学生納付特例の申請をすることができます。平成24年度分の申請は4月1日からです。申請は年度内にしかできませんので注意してください※一般の国民年金保険料免除申請(平成24年度分)は7月1日からです。
●必要書類/学生証の写しまたは在学証明書・印鑑

検診家族調査票(節目年齢)の提出をお願いします

●健康福祉課健康係
【☎028 (677) 6042】
2月中に、芳賀町に住所のある20・30・40・50・60歳(平成25年3月31日現在)の人に「検診受診予定状況調査票」を送付しました。まだ調査票がお手元にある人は、速やかに提出してください。
●対象/売買や相続などにより新たに森林の土地を取得した人(個人・法人問わず)●届出期限/土地の所有者となった日から90日以内

特定疾患福祉手当の申請

●健康福祉課福祉係
【☎028 (677) 1112】
●対象/平成23年10月1日時点で芳賀町に住所があり、県発行の特定疾患医療受給者証(小児慢性特定疾患医療受診券を含む)の交付を受けている人、その保護者●見舞金/年額2万円●申請に必要なもの/印鑑・特定疾患医療受給者証か小児慢性特定疾患医療受診券・申請者の金融機関通帳●申請窓口/健康福祉課●締切/3月30日※毎年の申請が必要です。

特別児童扶養手当

●健康福祉課福祉係
【☎028 (677) 1112】
精神または身体が中程度以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対して手当が支給されます(所得制限あり)。詳細はお問い合わせください。
●対象となる障害の程度と額/手当額1級(月額50,400円)該当…①身体障害者手帳1・2級および3級の一部の児童(内部障害は診断書により判定)②療育手帳A1・A2の児童③上記と同程度の障害があると認められた児童
手当額2級(月額33,570円)該当…①身体障害者手帳3級および4級の一部の児童(内部障害は診断書により判定)②療育手帳B1の児童(診断書により判定)③上記と同程度の障害があると認められた児童
(手当額は平成24年度の額です)

4月から森林の所有者届出制度がスタートします

●県東環境森林事務所
【☎0285 (81) 9004】
森林法改正により、今年4月以降、森林の土地所有者となった人は市町村長への事後届出が義務付けられました。詳細はお問い合わせください。
●対象/売買や相続などにより新たに森林の土地を取得した人(個人・法人問わず)●届出期限/土地の所有者となった日から90日以内

国の教育ローン

●教育ローンコールセンター
【☎ (0570) 008656】
日本政策金融公庫国民生活事業の宇都宮支店で取り扱う、高校・大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。
学生・生徒1人につき300万円以内を、固定金利(年利率2.55%、母子家庭は2.15%※平成24年2月10日現在)で利用でき、在学期間内は利息のみの返済とすることができます。

●教育ローンコールセンター
【☎ (0570) 008656】
また、東日本大震災により被害を受けた人には「災害特例措置」を行っています。
※詳細はお問い合わせください。

協会けんぽの保険料率が変わります

●全国健康保険協会栃木支部
【☎028 (616) 1691】
中小企業などで働く人やその家族が加入している健康保険「協会けんぽ」では、財政状況が依然として厳しく、現在抱えている累積債務も着実に解消する必要のあることから、平成24年3月分(4月納付分)から健康保険料率が9.55%に、介護保険料率が1.55%に変更になります。詳細はホームページでご確認ください。

イベント

第26回公民館大会 & 第7回生涯学習まつり

●町民会館
【☎028 (677) 0009】
●日時(場所)/3月3日(土)公民館大会9:00~11:00(農トレ)、ふれあいまつり9:00~16:00(町民会館内・屋外)●内容/優良公民館の表彰、地域活性化推進事業の事例発表、研修会、作品展示・発表会、廃食用油回収(エコバッグプレゼント)、生涯学習体験講座、添え釜(茶)、陶芸チャリティバザー(町奨学資金へ寄付)など※役場駐車場・役場西側駐車場・第2体育館駐車場をご利用ください。

第20回さくら祭り

●町観光協会
【☎028 (677) 1115】
●イベント日時/4月15日(日)
●開催期間/4月5日~18日
●場所/かしの森公園●内容/うまいもの横丁、ホンダテストコース見学

芳賀町美術展

●町民会館
【☎028 (677) 0009】
●開催期間/3月15日(木)まで9:30~17:00(15日は15:00まで)
●場所/総合情報館●内容/絵画・書道・陶芸・写真●主催/芳賀町美術愛好会・芳賀町教育委員会

第5回芳賀町書道連盟会員展

●総合情報館(知恵の環館)
【☎028 (677) 2525】
●開催期間/3月18日(日)~25日(日)9:30~17:00(18日は13:00から、25日は15:00まで。19日休館)●場所/総合情報館●主催/芳賀町書道連盟

いちご祭り

●道の駅はが
【☎028 (677) 6000】
●日時/3月18日(日)9:00~
●場所/道の駅はが屋外テント
●内容/芳賀町産とちおとめ・莓大福などの販売、よさこい踊り

3月議会定例会の日程

●議会事務局【☎028 (677) 6023】

期 日	内 容
3月2日(金)	開会、提案理由の説明・一般質問
3月6日(火)	当初予算を除く議案の質疑・討論・採決・一般質問
3月7日(水)	当初予算総括質疑、常任委員会付託、常任委員会
3月8日(木)	常任委員会
3月12日(月)	常任委員会、委員長等連絡会議
3月13日(火)	委員長審査結果報告、質疑・討論・採決、閉会

《一般質問》

市川 宗司 議員

- ・芳賀町における防災計画等の見直しについて
- ・元気な森づくり推進市町村交付金事業の実施について

杉田貞一郎 議員

- ・高齢化社会について
- ・防災訓練について
- ・祖母井中部・北部のまちづくりについて

北條 勲 議員

- ・防災に対する町の計画について

大根田和子 議員

- ・「赤ちゃんの駅」設置について
- ・がん対策について

増渕さつき 議員

- ・高齢者福祉の充実について